

埼玉県地域クラブ活動推進計画

令和6年3月

埼玉県

= 目 次 =

はじめに

I 計画策定の背景

- 1 国の動向 3
- 2 部活動の地域クラブ活動への移行の必要性 4

II 推進計画

- 1 計画の位置付け 9
- 2 計画期間 9
- 3 地域スポーツ・文化芸術環境の方針 9
- 4 見込まれる効果 11

III 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

- 1 関係者間の連携体制の構築等 12
- 2 関係団体等との連携 12
- 3 県民・関係者等の理解促進 12
- 4 指導者の質の保障と量の確保 13
- 5 教師等の兼職兼業 14
- 6 保護者等の負担軽減 14
- 7 市町村の取組の支援 14

はじめに

- 国は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指しており、公立中学校において学校部活動（以下「部活動」という。）の維持が困難となる前に、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があるとしている。
- 部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- 部活動を通じたスポーツ・文化芸術活動への参加は、学校の授業だけでは得られない様々な経験の機会となり、生徒の心身の健全育成にとって極めて重要な意義を有している。
- しかし、全国的に少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、本県においても一部の学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。そして、この状況は今後多くの地域に広がるが見込まれる。
- また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より一層厳しくなる。
- 一方で、地域社会では、部活動では経験できないような多種多様なスポーツ・文化芸術活動等が展開されており、こうした活動への参加は、生徒にとって、自分の興味関心を追求することができるだけでなく、周囲の人に認められるなど豊かな経験の場となる。
- 今後は、こうした既存の地域資源の活用を更に進め、生徒が地域の大人と共に活動できる場を広げつつ、生徒のニーズを踏まえた新たな活動の場の整備・充実を図ることで、従来の部活動に所属していた生徒はもとより、部活動に所属していない生徒も含め、希望する全ての生徒が、将来にわたり多様なスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することにつながる。

- また、部活動の地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備は、コロナ禍により減少が見られる各種地域活動の活性化や高齢化等に伴い不足することが懸念される地域活動の担い手の育成、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の充実につながることも期待される。
- 県では、これら部活動を取り巻く環境の変化を背景に、学校と地域が連携・協働し、子供たちの未来を育むという意識の下、公立中学校の部活動に関し、まずは休日について、地域の実情に応じ、地域における多様な活動の場と機会を提供できる環境を整備するため、地域クラブ活動の推進に係る計画を策定する。
- 本計画の策定を通して、県の取組について広く周知し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者の理解と協力を得ながら、地域クラブ活動を推進する。

I 計画策定の背景

1 国の動向

平成30年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成31年度・令和元年度に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革などの観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘された。

これを受け令和2年、スポーツ庁及び文化庁は、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることを示し、令和4年6月及び8月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示された。

令和4年12月には、提言を踏まえた部活動の地域連携^{*1}並びに地域の運営団体・実施主体^{*2}による地域クラブ活動への移行に向け、平成30年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が示された。

国のガイドラインでは、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として位置づけ、段階的に部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツ・文化芸術クラブ活動への移行に取り組み、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すとしている。

*1 「部活動の地域連携」（スポーツ庁リーフレットより）

複数校でまとめて一つの部活動とする合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまで学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するもの。

*2 「運営団体・実施主体」

運営団体は、主に当該団体下にある地域クラブ活動の統括・マネジメント等を行い、実施主体は、実際の活動を行う。単一の活動を行うクラブの場合等は、運営団体と実施主体が同一となることがある。

2 部活動の地域クラブ活動への移行の必要性

これまで、学校教育の一環として行われてきた部活動を取り巻く環境は、進展する少子化や学校の働き方改革の推進を背景に大きく変化している。そのような中、10年、20年先を見据え、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を実現するためには、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

(1) 進展する少子化

社会における少子化の進展に伴い、本県の公立中学校の生徒数は、令和5年度には約175,000人となっており、ピークだった昭和61年度の約半数程度まで減少している。推計では、令和10年度には更に約8,000人減少することが見込まれている。(図表1)

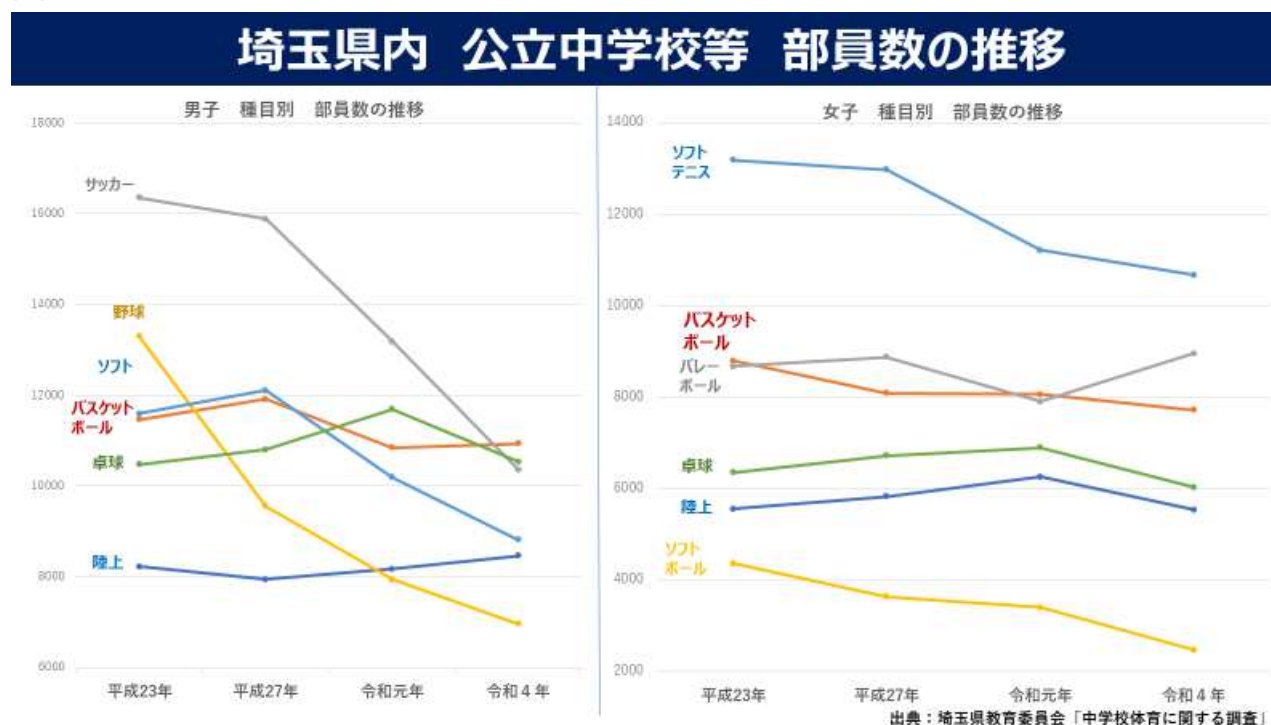
図表1



この影響により、これまでと同様の部活動の実施は困難となっており、県内の公立中学校においても部活動の精選や縮小の動きが見られている。

部活動の部員数の変化をみると、陸上競技や卓球といった個人または少人数でもできる競技では部員数の減少はあまり見られていないが、サッカー、野球、ソフトボールといった集団競技などにおいて、部員数の減少が顕著となっている。（図表２）

図表２



一部の学校や地域によっては既に「人数が集まらない（チームを組むことができない）」「やりたい部活動がない」といったことが現実となり、部活動の存続が厳しい状況にある。県の将来人口推計では、今後、少子化は着実に進んでいくことから、この状況はさらに県内の多くの地域に広がることが見込まれる。

また、少子化と並行して高齢化も進むことから、地域クラブ活動への移行に当たっては将来の地域社会の高齢化による地域活動の担い手の不足等を視野に入れることも必要となる。（図表3）

図表3



(2) 学校の働き方改革

部活動は、これまで学校教育活動の一環として、週休日等の活動を含めて、部活動顧問の教師による献身的な勤務によって支えられてきた経緯があり、学校における教師の長時間勤務の一因ともなっている。

県教育委員会の調査によると、県内市町村立中学校においては、近年各学校で進められている働き方改革によって、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合は減少する傾向にあるが、月45時間を超える教職員の割合や年間360時間を超える教職員の割合は、依然高い割合となっている。(図表4)

また、学校の状況によっては教師の希望や専門性の有無などに関わらず、部活動顧問を担う必要が生じるなど、特に指導経験がない教師には大きな負担となっているケースもあり、改善が必要となっている。

図表4

【市町村立中学校】 時間外在校等時間が月45時間及び月80時間 年360時間を超える教職員の割合							
	月45時間超の割合			月80時間超の割合			年間 360時間超の 割合
	6月	11月	3月	6月	11月	3月	
令和2年度	—	54.7%	48.1%	—	15.2%	10.4%	66.4%
令和3年度	66.7%	56.3%	46.3%	24.6%	15.2%	8.3%	69.9%
令和4年度	65.0%	48.8%	47.0%	17.0%	6.5%	6.8%	71.3%

※ 「時間外在校等時間」とは、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間

(在校等時間 = ①在校時間 - ②校内の自己研鑽等の時間 + ③校外の研修や児童生徒引率等の時間 - ④休憩時間)

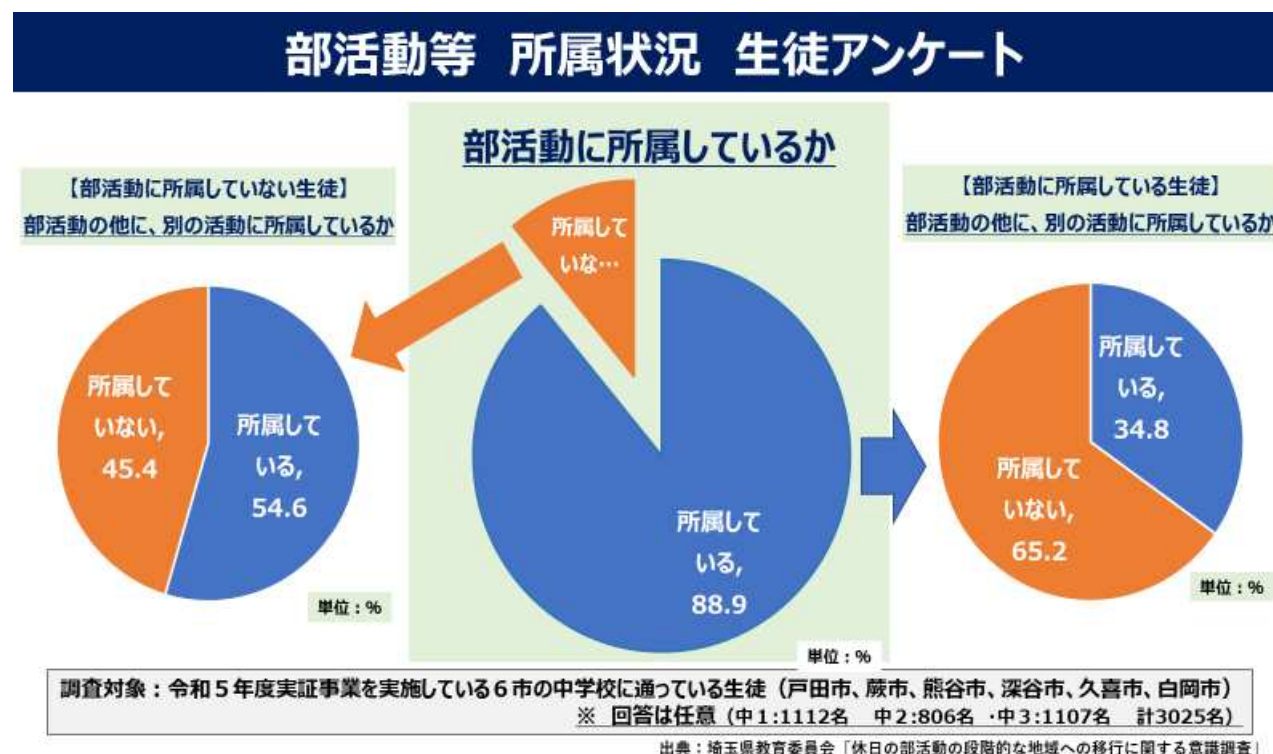
出典：埼玉県教育委員会「教職員の勤務状況調査」

(3) 多様化する生徒のニーズ

令和5年度に県内で国の委託事業である「令和5年度地域クラブ活動体制整備事業」における実証事業を実施している6市の公立中学校の生徒を対象に、県教育委員会が実施したアンケート（任意回答）によると、部活動に所属している生徒の割合は、88.9%であり、そのうちの34.8%の生徒は、部活動以外の活動にも所属（クラブ等に所属）している。また、部活動に所属していない生徒のうち54.6%の生徒は、部活動以外の活動に所属（クラブ等に所属）している。（図表5）

今後、学校において、これまでのような数と種類の部活動の実施が困難になっていくことに伴い、部活動以外に活動の場を求める生徒が増加することが予想される。

図表5



Ⅱ 推進計画

1 計画の位置付け

本計画は、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した国のガイドラインにおいて、各都道府県は推進計画の策定等により、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めると示されたことを受け策定する埼玉県の実施計画に係る計画である。

県は、国のガイドラインを踏まえ本計画を策定し、県内公立中学校の休日の部活動の地域クラブ活動への移行を推進する。

なお、計画の実行に当たっては、県教育委員会と緊密に連携する。

2 計画期間

本計画の期間は、国が「改革推進期間」と位置付ける令和5年度から7年度までの3年間とする。

県は、計画期間中、後記Ⅲの地域クラブ活動の推進に向けた取組を実施する。

また、計画期間終了後の令和8年度以降において、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価分析し、継続して地域クラブ活動への移行と定着を推進する。

3 地域スポーツ・文化芸術環境の方針

国は、公立中学校において部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があるとしている。さらに地域クラブ活動は学校の教育課程外の活動として「社会教育」の一環としての捉えやスポーツ基本法や文化芸術基本法の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもあるとの見解を示した。

県では、「埼玉県スポーツ推進計画」*³及び「埼玉県文化芸術振興計画」*⁴を策定し、様々な施策を推進している。地域クラブ活動を推進するに当たっては、これらの計画の方向性や取組との関連性を踏まえながら、総合的に取り組むことが必要となる。既に、県では、県民誰もがスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境づくりを進めていることから、県民が自分に合ったスポーツ・文化芸術に親しむ機会が確保されるよう地域における環境の充実を推進する。

* 3 「埼玉県スポーツ推進計画」

参考URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/231326/sspr5_hp.pdf

* 4 「埼玉県文化芸術振興計画」

参考URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/10422/keikakupdf.pdf>

4 見込まれる効果

地域クラブ活動の推進は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域の実情に応じた推進により、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指すものであり、生徒自身や地域社会に対する効果が期待される。

(1) 生徒に対して見込まれる効果

- 部活動にはなかった競技や活動に取り組むことができるようになる。
- 人数が集まらず部活動では組めなかったチームが組めるようになる。
- 中学校入学前から在学中、卒業後も活動を継続できるなど、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保につながる。
- 地域における多様な経験や学びにより、心身の健全育成につながる。

(2) 地域社会に対して見込まれる効果

- 地域における様々な活動が多世代交流の中で行われることで、地域の各種団体等の活動が活性化するとともに、地域のスポーツ・文化芸術環境の充実につながる。
- 地域クラブ活動を通じて成長した生徒が、次世代の地域クラブ活動の担い手となるなど人材の好循環が生まれる。
- 地域住民が生涯を通じて気軽にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の充実につながる。

Ⅲ 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

1 関係者間の連携体制の構築等

県教育委員会が設置する、教育局及び知事部局の関係部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校及び保護者等の関係者からなる協議会において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を通して連携体制を構築するとともに、関係者からの意見や市町村を通じた生徒等へのアンケートなどを活用し、関係者間で緊密に連携して地域クラブ活動の推進に取り組む。

2 関係団体等との連携

地域クラブ活動を推進するに当たり、大きな役割を果たすことが期待されるスポーツ・文化芸術団体や大学等の協力を得るため、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携し、以下の取組を行う。

(1) スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携

スポーツ・文化芸術団体や大学等と連携し、協力を得ながら、地域クラブ活動の実施主体や指導者の確保及び関係者の理解促進等について、効果的な支援の取組を検討、実施する。

(2) 大会等主催団体との連携

中学校の生徒を対象とする大会等の主催団体と連携し、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、各団体が主催する大会等への地域クラブによる参加の受入を促進する。また、新たに民間団体等によって、スポーツ大会や文化的イベント等が企画される場合は、内容を踏まえ、情報提供や運営等について支援する。

3 県民・関係者等の理解促進

生徒・保護者はもとより、スポーツ・文化芸術団体等の関係者や県民の理解と協力の下で、地域クラブ活動を行う

環境を整備するため、ホームページやSNS等の活用をはじめとする様々な手段と機会により積極的に情報を発信するなど、以下の取組を行う。

(1) 地域ミーティング、シンポジウムの開催等

県民や関係者等を対象とする地域ミーティングや県教育委員会が実施するシンポジウムにより、地域クラブ活動の概要説明、各市町村における取組の紹介、有識者等による講演、参会者との意見交換等を実施する。

(2) ポスターの掲示、リーフレットの配布等

市町村及び市町村教育委員会、市町村立小中学校、市町村立公共施設、県立公共施設、競技団体・スポーツ団体等を対象に、ポスターやリーフレットを配布するなどの広報を行う。

4 指導者の質の保障と量の確保

生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するために、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に取り組む。

適切な指導の実施に向けては、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを防止するため、指導者の研修機会等を提供するとともに、適宜、地域クラブの運営団体や実施主体等に対し指導助言を行う。

また、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めるとともに、指導者人材バンクを周知するなど、地域クラブ活動における指導者の確保に向けて、以下の取組を行う。

(1) 指導者向け研修機会等の提供

関係団体等とも連携し、指導者の資質向上を図るための体罰防止等のコンプライアンスに係る研修の機会等を設ける。

(2) 指導者人材バンク等の周知

県教育委員会が設置する退職教師等を活用した広域にわたる指導者人材バンクを周知するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

5 教師等の兼職兼業

県立学校教師等の兼職兼業の承認・許可について、県教育委員会では、希望する教師等が地域クラブ活動での指導を行うための兼職兼業に係る基準や手続等について、別途要項を定め、職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、兼職兼業について適切に承認・許可することとしている。

県では、地域クラブでの指導を希望する教師等が地域クラブ活動において適切に従事できるよう県教育委員会が示す教師等の兼職兼業に係る基準や手続等について、運営団体・実施主体に周知する。

6 保護者等の負担軽減

地域クラブへの参加に伴い保護者等の費用負担が発生することについて、生徒や保護者、地域住民等の理解を得られるよう、県教育委員会と連携し、周知・啓発に取り組む。

また、指導や活動の質の確保を前提として、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による低廉な会費の設定や保護者の費用負担軽減に向けて、以下の取組を行う。

(1) 地域クラブ活動による県立学校施設等の利用に関する支援

地域クラブの運営団体・実施主体が可能な限り低廉な会費を設定できるよう、県教育委員会と連携し、県立学校施設の開放拡大について検討するなど、利用しやすい環境の充実による支援を行う。

(2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知

地域クラブ活動の運営・実施における企業からの寄附や企業版ふるさと納税の活用など、保護者の費用負担の軽減につながる手法を市町村等に周知する。

(3) 国に対する生活困窮家庭等への支援の要望

経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用に対する支援等について国に要望する。

7 市町村の取組の支援

県教育委員会と連携し、各市町村における地域クラブの整備や充実等への取組の進捗状況を把握し、市町村に対し

て情報を提供するとともに必要な助言を行うなど、市町村を支援するため、以下の取組を行う。

(1) 県が実施する実証事業等の情報提供

県内の民間クラブ等における実証事業や県教育委員会が実施する県立中学校における実証事業等を通して得られた成果や課題等を提供する。

(2) 地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供

地域ミーティングの開催などにより、地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場を提供する。

(3) 県内市町村や民間クラブ、他県の好事例等の提供

市町村に対し、県内市町村や民間クラブ、他県等における先行事例や好事例等について情報提供する。

(4) 市町村に対する必要な助言、支援

各市町村による地域の状況に応じた取組への必要な助言や支援を行う。